

米産業界、特許改革を最優先課題とすべき旨、両院幹部に要請

2007年2月12日  
JETRO NY 澤井、中山

米企業・団体 71 社で構成される“Coalition for patent Fairness” (特許の公正を求める会)<sup>1</sup>は 5 日、ペロシ下院議長をはじめとした両院の民主・共和両党の院内総務あてに、特許改革を今議会の最優先課題とすべき旨の書簡を提出した<sup>2</sup>。同書簡によれば、同会は、テクノロジー、金融、エネルギー、化学、製造、メディア産業等の広範な企業等で構成されるとしているものの、リストを見る以上、アップル社、HP社、インテル社、マイクロソフト社、シスコシステムズ社、タイムワナー社、BSA(ビジネス・ソフトウェア・アライアンス)等の主要なIT・ハイテク企業や団体に加え、中規模企業が名を連ねているところ。

同書簡は、冒頭、特許制度は、米国の競争優位性の維持、経済成長、投資や雇用拡大、技術進歩やイノベーションの進展等に不可欠であるとその重要性を指摘した上で、今議会での最優先課題として、米国特許制度の近代化を求めている。その背景として、現行制度のもとでは、雇用創出やイノベーションに投入されるべき資金が特許訴訟に費やされ、米国経済成長を鈍化させ、時に創造性を阻害する要因にさえなることを指摘している。

こうした訴訟コストの高騰の根底には、低質な特許の濫用があるとしつつ、その背景として、重労働にもかかわらず、それを越える記録的な出願件数に追われる特許審査官の現状や、旧態然とした手続き、不十分な研修、リソース不足を指摘。かかる状況において、同会は、USPTO の業務改善を通じた特許の品質向上に向けた取り組みを支持している。

さらに、かかる業務改善だけでは、バランスの取れた特許制度を実現することはできないとして、包括的な特許制度改革の必要性を強調。特に同会は、損害賠償算定に際し、数千の特許で構成された製品の全体価値ではなく、構成部分の価値に見合う算定とすべきこと(特 284 条)、故意侵害における三倍賠償については、真に悪質(egregious)な場合に限ること(同条)。米国以外で行われた行為に対する特許権侵害の主張については、米国裁判所で法的責任が問われるべきではないこと(特 271 条(f)の削除)<sup>3</sup>。

裁判管轄に関し、原告による「フォーラムショッピング」を是正すべく、適切な裁判地で紛争解決が図られるべきこと(裁判所及び裁判手続法第 1440 条)を主張。先願主義等の制度調和事項については、特に触れていない。

<sup>1</sup> <http://www.patentfairness.org/>

<sup>2</sup> 上院宛書簡: [http://www.patentfairness.org/CoalitionLetter\\_Senate\\_2\\_07.pdf](http://www.patentfairness.org/CoalitionLetter_Senate_2_07.pdf)

下院宛書簡: [http://www.patentfairness.org/CoalitionLetter\\_House\\_2\\_07.pdf](http://www.patentfairness.org/CoalitionLetter_House_2_07.pdf)

<sup>3</sup> 特許法 271 条(f)に関する問題については、マイクロソフト社が連邦最高裁へ上告しているケースあり。詳細は [2006年10月30日付け知財ニュース「Microsoft v ATT事件、連邦最高裁、上告受理」](#) を参照。

なお、本会は、昨年 9 月にオリン・ハッチ上院議員(前司法委員会知的財産小委員長)、レーヒ現上院司法委員長(前同小委ランキング委員)連名で上程した特許改革法案(S3818)<sup>4</sup>を支持するとして、両議員あてに書簡を提出している<sup>5</sup>。

(了)

---

<sup>4</sup> 2006 年 8 月 4 日付け知財ニュース「ハッチ上院議員が特許改革法案(S3818)を上程」を参照。

<sup>5</sup> [http://www.patentfairness.org/FINAL\\_Joint%20Thank%20You%20Letter%20to%20Hatch%20&%20Leahy.pdf](http://www.patentfairness.org/FINAL_Joint%20Thank%20You%20Letter%20to%20Hatch%20&%20Leahy.pdf)